

鉄道下管路点検調査業務委託

[特記仕様書]

【業務の内容】

(1) 調査期間	着手の日から 令和6年1月31日まで
(2) 調査地区 及び内容	■周南市公共下水道処理区内 ■マンホール管口カメラ点検 57箇所 ■大口径テレビカメラ調査 3箇所 L=194.85m

【業務概要】

1. 本業務は周南市工事執行規則周南市工事監督規則及び特記仕様書による。
2. 業務内容

鉄道の軌道下に布設された管路施設について、管口カメラ及び大口径テレビカメラにより現状調査を行う。

【関連法令等の遵守、安全教育の徹底】

1. 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【特記事項】

(1)交通規制の必要性 (有) ・ 無

(2)安全管理

- 調査時においては、必ず酸素欠乏等を測定後実施すること。
- 調査時には交通整理員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うこと。
- 委託期間中は、安全対策については万全を期すこと。

(3)調査方法

- 管渠内調査については、管口カメラを使用する。
- 指定した管径 800 mm以上の管渠内調査については、大口径テレビカメラを使用する。

【作業概要】

管口カメラ点検工は、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きテレビカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況を、調査員がモニターを見ながら点検を行うものである。

点検項目及び作業手順は図 3.4 に準ずる。マンホール蓋の点検作業は、マンホール蓋巡視工に準じ簡易な点検とする。作業編成は図 3.6 を標準とする。

大口径テレビカメラを使用した管渠内調査は、直視撮影による調査を基本とし、必要に応じ側視距撮影を行う。流下下水の水深は、管径の 1/4 以下とする。

作業手順は図 3-4.6 に準ずる。

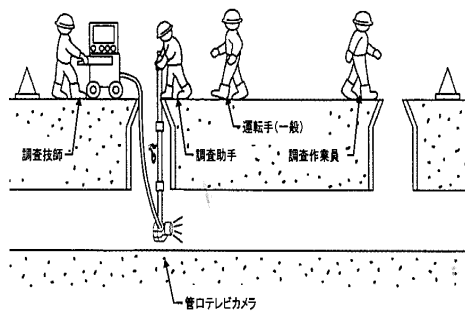


図 3.6 管口テレビカメラ点検工の作業模式図

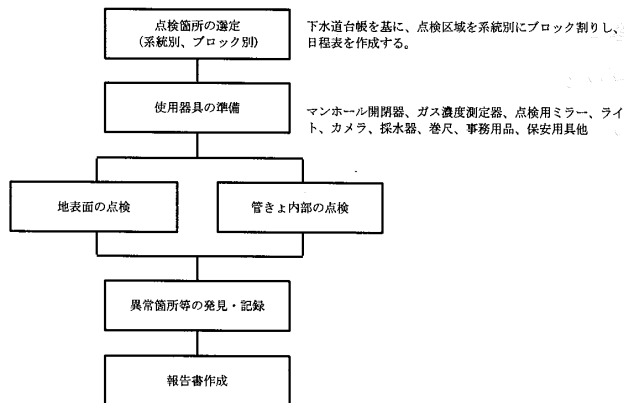


図 3.4 目視点検工の作業手順

【管路施設の点検項目】

点検項目		点検内容
地上部の状況	道路面の状況	① 亀裂、沈下、陥没、隆起の有無 ② 溢水の有無 ③ 周辺状況等の確認
	マンホール蓋の状況	① 外観の確認 (クラック、破損等の有無) ② がたつき、表面摩耗、蓋・枠間の段差の有無
マンホール内部の状況	流下及び堆積の状況	① 滞水の有無 ② 流下阻害物の有無 (土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等) ③ インバートの形状確認、洗堀・破損の有無 ④ 副管の閉塞・破損の有無
	損傷の状況	① 足掛金物の数確認、腐食・がたつきの有無 ② ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無 ③ 側壁及び床版の破損、クラック、腐食の有無 ④ 本管及び取付け管の管口不良の有無 ⑤ 不同沈下の有無
	不明水の状況	① 地下水の侵入の有無
本管内部の状況	流下及び堆積の状況	① 滞水の有無 ② 流下阻害物の有無 (土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等) ③ たるみ、蛇行、閉塞の有無 (反対のマンホールからライトを当てた場合)
	損傷の状況	① 破損の有無 ② 継手不良の有無 ③ 取付け管の突き出しの有無
その他		① 悪質下水の流入の有無 ② 有害ガス、臭気の発生の有無

注) 1.本管内部の状況は、本管管口から視認可能な範囲の状態を確認する。

2.マンホール内の計測は行わないものとする。

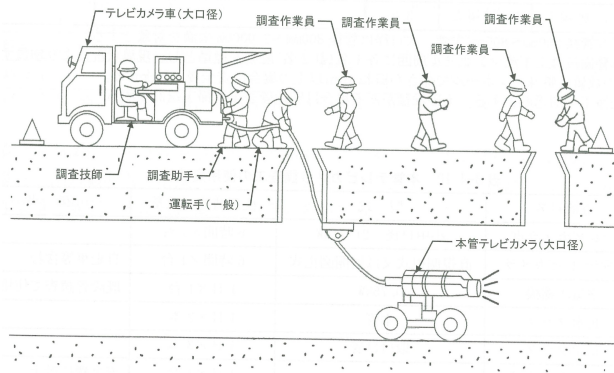
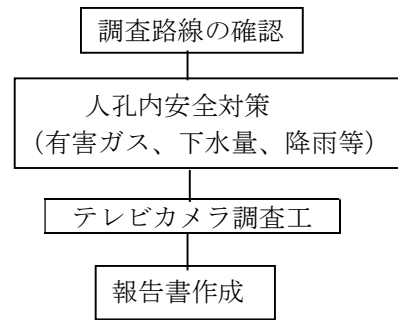


図 3-4.6 本管テレビカメラ調査工
作業模式図 (大口径)



【テレビカメラ調査工の作業手順】

(4) 写真撮影

写真は箇所ごとにその都度撮影し、撮影項目については次のとおりとする。

- 管路施設の状況が分かるように写真撮影し、報告書に添付すること。
- 安全管理、使用機械
- 監督員が指示した項目

【その他注意事項】

新南陽⑧、新南陽⑨に関しては、管種、管径の調査も行うこと

【業務成果品】

別紙『下水道管路施設調査業務委託 [一般仕様書]』第3章 提出図書による。